

柏崎刈羽原子力発電所 指摘事項に対する回答整理表(工認) 本文(五号)整合性説明書

提出年月日:2020年8月28日  
東京電力ホールディングス株式会社

NO	図書		指摘日	コメント内容	回答日	状況	回答	資料等への反映箇所	備考
1	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	2020/5/19	(その6):火災防護設備 P.25 火災感知設備について、設置許可では中央制御室で常時監視できる設計ととしていたが、設計及び工事の計画では中央制御室等で常時監視できる設計ととしてしていることの妥当性を説明すること。	2020/8/24	資料提出済	一部、人が常駐している正門警備所にて監視している火災感知設備があるが、これらの受信機が作動した際は、速やかに中央制御室に連絡することとしています。	KK7添-1-001-01改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その6):火災防護設備 P.25	
2	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	2020/6/22	(その14):中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所 P.3 中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断することとなる事象について、「低温」を追記することを検討すること。	2020/8/28	資料提出済	EP本文では、放射線防護措置等を講ずることにより、環境条件を想定しても運転員が容易に操作できると記載しています。中央制御室換気空調系は、EP本文の放射線防護措置と整合しています。以上ことから、環境条件の低温についての対策は、中央制御室換気空調系のEP整合により説明しているため、火災防護感知器以降の容易に操作するための整合箇所では中央制御室換気空調系の冷暖房について記載は必要ないため、現状の記載どおりとしました。	KK7添-1-001-14改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その14):中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所 P.3	
3	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	2020/6/22	(その14):中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所 P.14 「指示要員」を「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」と定義付けした箇所以降において、「指示要員」を用いていない箇所があるため、記載について検討すること。	2020/8/28	資料提出済	有毒ガス防護の対象のみを「指示要員」と記載することで、「要員」と区別していることから、記載箇所については見直す必要はないため、現状記載どおりとしました。	KK7添-1-001-14改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その14):中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所 P.14	
4	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	2020/6/22	全般 設工認の記載が本文五号の内容を総括していると記載している箇所について、「総括」では、設工認の記載が本文五号と同等もしくはそれ以上であることが示せていないため、記載の仕方を検討すること。	2020/8/28	資料提出済	「～を総括して」を「～と同義であり」に記載を見直しました。	全般	
5	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	2020/6/22	(その11):放射線管理施設 P.13他、全般 本工事計画の対象外としている設備については、その理由を説明すること。	2020/8/28	資料提出済	「～本工事計画の対象外である」を「～新規制基準対応設備を申請範囲としている本工事計画の対象外である。」に記載を見直しました。その他、対象外としている設備について、理由を全般的に追記しました。	KK7添-1-001-11改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その11):放射線管理施設 P.13他、全般	
6	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	2020/6/22	(その13):常用電源設備、非常用電源設備、補機駆動用燃料設備 P.5 先行と比較して、破線の引き方が異なる部分についてその理由を説明すること。	2020/8/28	資料提出済	先行プラントの記載に鑑み、破線にて整合性を説明するよう修正しました。	KK7添-1-001-13改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その13):常用電源設備、非常用電源設備、補機駆動用燃料設備 P.5.7	

柏崎刈羽原子力発電所 指摘事項に対する回答整理表(工認) 本文(五号)整合性説明書

提出年月日:2020年8月28日  
東京電力ホールディングス株式会社

NO	図書		指摘日	コメント内容	回答日	状況	回答	資料等への反映箇所	備考
7	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	2020/6/22	(その13):常用電源設備、非常用電源設備、補機駆動用燃料設備 P.26 直流125V蓄電池7Aと直流125V蓄電池7A-2を合わせて1組であることを明確にすること。	2020/8/28	資料提出済	要目表に、蓄電池7A及び蓄電池7A-2を合わせて1組とする旨の注記を付記しました。	KK7添-1-001-13改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その13):常用電源設備、非常用電源設備、補機駆動用燃料設備 P.26,27,48,49 要目表	
8	—	V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書	2020/6/29	(その8):原子炉冷却系統施設 p37 別の説明書に記載していることをもって整合しているとしている部分については、その整合性を具体的に説明すること。	2020/8/28	資料提出済	「~」の記載と同義であり、「…」を追記しました。	KK7添-1-001-1-08改1 V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書 (その8):原子炉冷却系統施設 p37他全般	
9	—	V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書	2020/6/29	(その9):計測制御系統施設 p45 (その7):原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 p3 先行と比較して、破線の引き方が異なる部分について、その理由を説明すること。	2020/8/28	資料提出済	(その9) 工事計画側の注記箇所に破線を追加しました。 (その7) 放射線と水質に直接的な因果関係がないことから、「及び水質」の破線を削除しました。	・KK7添-1-001-1-09改1 (その9):計測制御系統施設 p46 ・KK7添-1-001-1-07改1 (その7):原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 p3	
10	—	V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書	2020/7/2	(その12):原子炉格納施設 P69 「非常用ディーゼル発電設備」、「非常用交流電源設備」と用語が混在しているため、適切な用語に統一すること。	2020/8/28	資料提出済	基本設計方針を「非常用ディーゼル発電設備」と記載を見直し、当該説明書に反映しました。	KK7添-1-001-1-12改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その12):原子炉格納施設 P69,70	